

2. 市区町村別、産業中分類別統計表 (続)

市区町村 産業中分類	事業所数			従業者数 (人)	現金給与 総額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)	製造品 出荷額等 (万円)	粗付加 価値額 (万円)	従業者30人 以上の有形 固定資産 年末現在高 (万円)
	計	内従業者 30人~ 299人	内従業者 300人 以上						
350 南風原町	73	4	-	1 110	286 876	629 934	1 250 421	593 014	174 633
351 仲里村	8	1	-	111	45 846	221 801	506 912	195 626	x
352 具志川村	6	-	-	54	12 184	24 751	51 061	23 853	-
353 渡嘉敷村	2	-	-	x	x	x	x	x	-
354 座間味村	2	-	-	x	x	x	x	x	-
355 粟国村	5	-	-	53	5 662	8 047	21 368	12 687	-
356 渡名喜村	1	-	-	x	x	x	x	x	-
357 南大東村	4	1	-	86	46 839	150 445	239 866	85 972	x
358 北大東村	1	-	-	x	x	x	x	x	-
359 伊平屋村	8	-	-	56	14 880	54 319	88 019	30 361	-
360 伊是名村	4	-	-	37	13 156	52 802	102 123	45 563	-
371 城辺町	4	2	-	120	58 321	256 533	403 865	127 615	x
372 下地町	3	1	-	78	59 865	283 208	412 439	124 343	x
373 上野村	1	-	-	x	x	x	x	x	-
374 伊良部町	11	1	-	116	33 020	167 439	268 397	91 868	x
375 多良間村	3	-	-	34	15 442	57 926	95 766	36 038	-
381 竹富町	6	1	-	103	28 432	79 575	100 078	19 169	x
382 与那国町	9	-	-	65	19 013	54 251	102 664	32 533	-

参 考

**工業統計調査規則** 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号  
最終平成13年9月27日 経済産業省令第197号  
改正

- (省令の目的)
- 第1条** 工業統計調査(指定統計第10号。以下「工業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。
- (調査の目的)
- 第2条** 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- (調査の期日)
- 第3条** 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。
- (調査の範囲)
- 第4条** 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F一製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)について行う。
- (調査の種類)
- 第5条** 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。
- 2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。
- 3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。
- (調査事項)
- 第6条** 工業調査は、次に掲げる事項について行う。
- 1 事業所の名称及び所在地
  - 2 本社又は本店の名称及び所在地
  - 3 他事業所の有無
  - 4 経営組織
  - 5 資本金額又は出資金額
  - 6 従業者数
  - 7 常用労働者毎月末現在数の合計
  - 8 現金給与総額
  - 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費
  - 10 有形固定資産
  - 11 リース契約による契約額及び支払額
  - 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
  - 13 製造品の出荷額、在庫額等
  - 14 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及び修理料収入額の合計金額
  - 15 内国消費税額
  - 16 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合
  - 17 主要原材料名
  - 18 作業工程
  - 19 工業用地及び工業用水
- (調査票の様式)
- 第7条** 甲調査及び乙調査は、それぞれ経済産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。
- 2 経済産業大臣は、前項の様式を定めるときは告示する。(申告義務)
- 第8条** 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。
- (準備調査)
- 第9条** 都道府県知事は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業調査員に準備調査を行わせ、経済産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)1部を市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)の定める日までに作成させなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の様式を定めるときは告示する。(調査の方法)
- 第10条** 工業調査は、第17条第1項に規定する工業調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。
- 2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。
- (調査票等の提出)
- 第11条** 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までに第17条第1項に規定する工業調査員に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により調査票の提出を受けた工業調査員は、当該調査票を当該工業調査員の第17条第3項に規定する担当調査区を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 第12条** 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。
- 第13条** 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、調査票の内容を収録した磁気テープ2部を作成して1部を保存し、準備調査名簿1部を翌年4月30日までに、調査票1部及び調査票の内容を収録した磁気テープ1部を翌年6月30日までに経済産業大臣に提出しなければならない。
- (事故の場合の措置)
- 第14条** 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告があった場合には、経済産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めるときは、その旨を告示する。
- 第15条及び第16条** 削除  
(統計調査員)
- 第17条** 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査指導員」という。)及び第4項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。以下「工業調査員」という。)とする。
- 1 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
  - 2 警察法(昭和29年法律第162号)第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官
- 2 工業調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、工業調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。
- 3 工業調査員は、市町村長から指定された調査区(以下「担当調査区」という。)を担当する。
- 4 工業調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び工業調査指導員の指導を受けて、担当調査区内にある事業所に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

**附則別表**

業 種	種 の 範 囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット生地製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット生地製造業
ニット製外衣・シャツ製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類152—ニット製外衣・シャツ製造業
下着類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類153—下着類製造業(細分類1531—織物製下着製造業、1533—織物製寝着類製造業及び1535—補整着製造業を除く。)
その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類156—その他の衣服・繊維製身の回り品製造業(細分類1561—ネクタイ製造業、1562—スカーフ・マフラー製造業、1563—ハンカチーフ製造業、1566—帽子製造業(帽体を含む)、1569—他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。)
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業(手袋を除く)、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

- 第18条** 削除  
(実地調査)
- 第19条** 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第19号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。
- (集計及び公表)
- 第20条** 経済産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。
- (調査票の使用)
- 第21条** 経済産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を事業所名簿作成の資料として使用することができる。
- 2 経済産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。(調査票等の保存期間)
- 第22条** 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、経済産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。
- 2 都道府県知事の保存する調査票を収録した磁気テープの保存期間は2年とし、経済産業大臣の保存する調査票及び集計表を収録した磁気テープは永年保存とする。

**附 則**

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和25年工業センサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。
- 4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 従業者3人以下の事業所について行う平成13年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

**附 則** (平成13年9月27日経済産業省令第197号)  
この省令は、公布の日から施行する。





3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

(金額単位：万円) 頁

都道府県	市区町村	産業分類

事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (円)	原材料使用額等	製造品出荷額等		
				製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額
製造品出荷額等				生産額	付加価値額	粗付加価値額
くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計				

提供先 財経産省調査会 経済統計情報センター

住所 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル 電話 03-3535-5348

平成13年 工業統計表(市区町村編)

平成15年5月22日発行

定価：本体15,400円(税別)

編集：経済産業省経済産業政策局  
調査統計部

発行：財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9

電話 出版03(3535)5348 業務03(3535)4882

(取扱 官報販売所5114)

落丁・乱丁本はお取替いたします。(印刷・製本 昭和情報プロセス㈱)

ISBN4-8065-1661-9 (132263)